

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太子町長 沖汐 守彦

市町村名 (市町村コード)	太子町 (28464)
地域名 (地域内農業集落名)	岩見構下地区 (岩見構下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、令和4年度に圃場整備事業が完了し、そのうち集落の大半の面積を(農)岩見の里営農組合が耕作している。今後営農組合において農業者の高齢化が進み、担い手の減少が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新たな担い手や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を効率よく活用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:3人(うち50歳代以下の後継者がいる世帯2戸)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

主な作物:水稻、小麦、大豆、小豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備後の農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を活用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	22.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の圃場整備事業が完了した農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和4年に基盤整備事業が完了した。今後維持管理の向上を目指し、畦畔へのセンチピートグラスの吹付や水管理ゲート設置等のスマート化の実施を目指す。 水利施設等については、土地改良区等、受益者等と連携し、敵期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
役場及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地の斡旋を支援する。また、就農相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、圃場整備地内の管理作業は(農)岩見の里営農組合が受託する。また、担い手が引き受けるまでの作業においても同様に営農組合が受託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③圃場整備が完了している農地において、省力化・効率化を図るため、スマート農機導入を進める。
⑦多面的機能直接支払交付金を活用し、取組団体において畦畔の除草、水路の維持・補修を行う。
⑩地域間での交流を図るため、観光農園事業を行う。